

いざ というときに備え、

避難行動要支援者台帳への登録をお願いします

問／長寿はつらつ課 ☎463-1921

障害福祉課 ☎463-1598

危機管理室 ☎463-1788

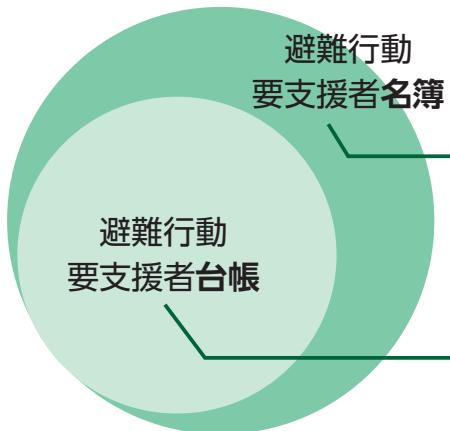
市では、災害時に使用する、**避難行動要支援者名簿**と、平常時から災害に備えるため、**避難行動要支援者台帳**を作成しています。避難行動要支援者の皆さんに適切な支援が行われるよう「**避難行動要支援者台帳**」への登録にご理解・ご協力をお願いします。

●避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます）とは

市では次の①～⑧のいずれかに該当する方を要支援者としています

①75歳以上の方のみで構成された世帯	⑤精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を所持する方
②要介護1以上の認定を受けている方	⑥難病に係る医療受給者証の交付を受けている方
③身体障害者手帳（1～3級または4級第1種）を所持する方	⑦障害支援区分の認定を受けている方
④療育手帳（Ⓐ・A）を所持する方	⑧その他、本人等の申し出により支援が必要と認められる方

●避難行動要支援者名簿・避難行動要支援者台帳とは



災害対策基本法と朝霞市地域防災計画に基づき、災害時に自ら避難することが困難な方などを、市の保有する情報を用いて名簿として整理したものです。

要支援者の情報は災害時の避難支援等に使用されます。

要支援者等からの申し出により、避難行動を支援していただけの方（警察、消防、民生委員など）に要支援者の情報（住所、氏名、身体状況、緊急連絡先など）を提供します。

提供された情報は、**平常時から、個々の状況確認や避難訓練など、災害時の要支援者に対する個別支援の活動に役立てます。**

●避難行動要支援者台帳に登録するには

要支援者の①、②、⑧に該当する方は長寿はつらつ課に、③～⑦に該当する方は障害福祉課にお問い合わせください。既に台帳に登録している方は、地域の個別支援者の登録にご協力をお願いします。また、登録内容の変更や登録の必要が無くなった場合は、市へ届け出してください。登録は年度を問わず、隨時受け付けています。

日頃からの災害への備えが重要です！

避難行動要支援者台帳に登録された人の避難支援を約束するものではありません。

台帳への登録は任意ですが、台帳への登録を良い機会ととらえ、身近な人で支援してくださる方とつながり、災害時の避難先の確認など、いざという時の対応を考えてみましょう。